

東村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成28年2月22日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

東村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例（平成27年東村山市条例第12号）の一部を別紙のとおり改
正することに議決を得たい。

説明 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部
を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）の公布に伴い、本案を
提出するものであります。

東村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

東村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年東村山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第8条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条中「及び第5号」を「から第6号まで」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

第7条 第4条の規定にかかわらず、指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する省令第36条第2項各号（指定療養通所介護事業者にあつては、指定療養通所介護の提供に関する省令第40条の15第2項）並びに第5条第1号及び第2号に掲げる記録を整備し、その完結の日から同条第1号及び第2号並びに省令第36条第2項第1号から第3号まで（指定療養通所介護事業者にあつては、省令第40条の15第2項第1号から第4号まで）に掲げる記録は5年間、省令第36条第2項第4号から第6号まで（指定療養通所介護事業者にあつては、省令第40条の15第2項第5号から第7号まで）に掲げる記録は2年間保存しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東村山市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 条 例

第7条 第4条の規定にかかわらず、指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する省令第36条第2項各号（指定療養通所介護事業者にあつては、指定療養通所介護の提供に関する省令第40条の15第2項）並びに第5条第1号及び第2号に掲げる記録を整備し、その完結の日から同条第1号及び第2号並びに省令第36条第2項第1号から第3号まで（指定療養通所介護事業者にあつては、省令第40条の15第2項第1号から第4号まで）に掲げる記録は5年間、省令第36条第2項第4号から第6号まで（指定療養通所介護事業者にあつては、省令第40条の15第2項第5号から第7号まで）に掲げる記録は2年間保存しなければならない。

第8条 第4条の規定にかかわらず、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する省令第60条第2項各号並びに第5条第1号及び第2号に掲げる記録を整備し、その完結の日から同条第1号及び第2号並びに省令第60条第2項第1号から第3号までに掲げる記録は5年間、同項第4号から第6号までに掲げる記録は2年間保存しなければならない。

第9条～第16条 （略）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

旧 条 例

第7条 第4条の規定にかかわらず、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する省令第60条第2項各号並びに第5条第1号及び第2号に掲げる記録を整備し、その完結の日から同条第1号及び第2号並びに省令第60条第2項第1号から第3号までに掲げる記録は5年間、同項第4号及び第5号に掲げる記録は2年間保存しなければならない。

第8条～第15条 （略）